

# ひょうご北摂観光スポット発信業務仕様書

## 1 委託業務名

ひょうご北摂観光スポット発信業務

## 2 趣旨

兵庫県阪神北地域（ひょうご北摂）は、伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町の4市1町からなる地域である。都市と自然がバランスよく共存し、魅力的な観光資源及び地域特産品を数多く有している。また、近隣大都市である大阪からのアクセスにも優れている。

他方、万博を契機とした「ひょうごフィールドパビリオン」（以下、「FP」という。）が数多く生み出されており、アフター万博においては、それらの磨き上げを軸とした誘客促進が求められている。

こうした状況を踏まえ、地域のポテンシャルを今後更に伸ばしていくために、新規性・独創性の高いスポットを一般の方から広く募集する「ひょうご北摂 NEXT スポット発掘コンテスト」を実施する。また、旅行者を地域に誘客するために、魅力的なFPや観光スポット、グルメ等を紹介する「ひょうご北摂きらっとまち歩きルート」を作成し発信する。

## 3 主催

兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会（以下、「協議会」という。）

## 4 業務費

¥3,000,000円－（税込）以内

## 5 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

## 6 業務内容

受託者は、上記趣旨に沿う形で下記の業務を実施すること。

なお、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するために必要となる事項は全て実施すること。

### (1) ひょうご北摂 NEXT スポット発掘コンテストの広報

#### ア 概要

協議会が実施する「ひょうご北摂 NEXT スポット発掘コンテスト」（以下、「コンテスト」という。）の募集期間中及びその前後において広報業務を行う。なお、本仕様書に記載のない広報以外の業務（審査、表彰、賞品選定・発送等）は全て協議会において実施する。

【募集期間】 令和7年8月～12月のうち2か月（予定）

別途、事務局において決定する。

イ ランディングページの作成・運用

コンテストの告知、募集及び結果発表のために、ランディングページ（以下、「LP」という。）を作成する。

開設時期	募集開始と同時期を予定。掲載期間は、無期限とする。
掲載ボリューム	PC換算でA4サイズ5ページ以上とすること。
トーン&マナー	「ひょうご北摂」のブランドイメージに合ったものとする。なお、コンテストの主な対象はFP及びその周辺地域を予定している。
サーバー等	当該コンテンツの構築・維持管理に必要なサーバー等ハードウェア、ソフトウェア等については、全て受託者において保守・管理すること。
SEO対策	適宜、効果的な検索エンジンの最適化（SEO対策）を実施し、アクセス数の増加を目指すこと。
校正	LPのデザイン等に係る校正は、募集時及び結果発表時に2回ずつとする。その際、テストページや画像イメージを受託者において用意すること。なお、軽微な修正に関しては随時対応すること。

なお、LPには下記の要素を盛り込むこととし、その他は提案による。

(LPに盛り込む要素)

メインビジュアル	コンテストのイメージをページ訪問者に直感的に訴求でき、興味・関心を高めるメインビジュアルを作成すること。
コンテストの概要	別途、協議会が指定する内容を記載する。 (PR文句、応募規約、賞品紹介ほか)
応募フォームへのリンク	協議会が作成するMicrosoft Formsへのリンクを掲載する。
画像（3枚以上）	ページ訪問者に「ひょうご北摂」の雰囲気が出るよう、画像をレイアウトすること。なお、画像は必要に応じて協議会が提供する。
結果発表	コンテストの入賞作品を掲載し、LPを更新すること。

ウ 応募数増加のためのプロモーション

コンテストへの応募数を増やすため、プロモーションを実施する。方法や時期、媒体などは全て提案による。必要に応じて、協議会のSNSやHPを活用することは可とする。

## (2) 「ひょうご北摂きらっとまち歩きルート」の作成・発信

### ア 概要

地域の魅力的な FP や観光地点、グルメ等を紹介する「ひょうご北摂きらっとまち歩きルート」を作成し、地域内外に発信する。

### イ ルートマップの作成

地域の FP のうち観光誘客に資すると考えられるものやひょうご北摂 NEXT スポット発掘コンテストにおける入賞作品、その他の観光スポット、レストラン、カフェ、雑貨屋など（以下、これら個別の地点を「スポット」という。）などから選定し、それらを紹介するルートマップを作成する。1市町単独のルート及び複数の市町をまたがるルートのいずれも可とする。ルート数は自由提案によるが、各市町のバランスを考慮すること。なお、スポットの選定は、下記の点に留意しながら行うこと。

ひょうごフィールドパビリオン	管内の「ひょうごフィールドパビリオン」（以下、「FP」という。）を指す。令和7年6月20日現在、16か所ある。このうち、10点以上を選定し取材を行うこと。 FPは体験プログラムであるため、FPそのものを選定するに限らず、当該FPの実施場所を選定し、説明文等で体験の内容に触れる形も可とする。 (参考 URL) <a href="https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/program/">https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/program/</a>
ひょうご北摂 NEXT スポット発掘コンテストの入賞作品	コンテストの結果確定後、入賞作品の中からスポットとして選定し、ルートの中で効果的に配置すること。

(ルート作成にあたっての注意点)

- ・ 「まち歩きルート」という名称ではあるが、必ずしも各地点間を徒歩で移動できる必要はない。
- ・ ルートの作成にあたっては、適宜取材を実施し、スポットのあまり知られていない魅力や見どころを把握するよう努めること。

### ウ ルートマップの発信

ルートマップを多くの人に知ってもらい、ルートに含まれるスポット等への誘客促進するため、プロモーションを実施する。ルート情報の発信方法・時期は自由提案によることとし、必要に応じて、協議会の SNS や HP を活用することは可とする。

## 7 実績報告

業務終了後において、事業の取り組み状況や実施結果を記載した実績報告書を任意の様式で作成し、協議会に1部（紙1部及び電子データで）提出すること。記載内容

の詳細は別途、協議会との協議のうえ、決定する。

## 8 成果物の納品

納品する内容（媒体形式及び数量、電子データの場合はその詳細）について、提案書に明記すること。

（例）

- ・ 提出物 紙媒体 : 10,000 部  
電子媒体 : 1 部
- ・ 電子媒体の詳細
  - ①PDF 用データ
  - ②「adobe.illustrator for Windows」(CS6 以上のバージョン) ソフトで使用可能なデータ (アウトライン処理済みデータ)
  - ③素材画像
    - (ア) 形式 JPEG
    - (イ) サイズ 1,600×1,200 ピクセル以上

## 9 使用言語

本業務における使用言語は日本語とする。

## 10 対象経費

本事業に係る委託対象経費は、人件費、広告宣伝費、その他事業費とする。なお、備品の購入については、特段の事情がない限り認められない。

### (1) 人件費

企画・運営等に従事する者に対する人件費（賃金、交通費等）

### (2) 広告宣伝費

コンテスト・ルート発信の広告費等の経費（ポスター・チラシ作成費等含む。）

### (3) その他事業費

旅費、郵送費、通信費、印刷費、消耗品費、機材レンタル費、サーバー利用料、その他事業を実施するために必要と認められる経費

## 11 秘密保持

- ・ 受注者は、本業務により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、本業務の履行完了後も同様とする。
- ・ 受注者は、本業務に関して県から受領又は閲覧した資料等を、県の許可なく公表又は使用してはならない。
- ・ 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

## 12 情報セキュリティ

- 本業務の実施にあたっては、兵庫県情報セキュリティ対策指針を遵守の上、セキュリティ対策について留意すること。
- 受注者は、本業務において電子メールを利用する場合、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
  - (1) 電子メールの送信前に送信先の電子メールアドレス、アドレス区分（TO、CC、BCC）、添付ファイル、送信内容等に誤りがないか確認すること。
  - (2) 電子メールを一斉送信する場合は、原則として他の電子メールアドレスがわからないよう送信先の電子メールアドレス区分を BCC に設定すること。
  - (3) 重要な電子メール（個人情報または機密情報を含むメール、以下同じ。）を送信する場合は、必要に応じて暗号化又はパスワード設定を行うこと。
  - (4) 電子メールを一斉送信する場合や重要な電子メールを送信する場合は、複数人により確認すること。

## 13 その他

- 本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- 受注者は、本業務の目的を達成するために、委託契約書及び仕様書に基づき、常に協議会と密接な連絡を取りながら、その指示に従うこと。
- 本業務の成果物（HP 等の媒体に使用するために撮影した画像を含む）に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則協議会に帰属するものとし、協議会は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続は受託者にて行うこと。なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。ただし、協議会より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。
- 事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受注者が行うこと。
- 第三者の著作物を利用して作成する場合は、第三者の許諾を得ておくこととし、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとし、必要な経費も受注者が負担するものとする。
- 本業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な業務が生じたとき又は業務内容を変更する必要があるときは、協議会と協議の上、発注者の指示に従うものとする。
- 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

- 本業務の実施に当たり、その内容が契約書及び仕様書に違反したと協議会が判断した場合は、本業務に係る委託契約の一部又は全部を解除し、受注者に対して委託料を支払わない、若しくは支払った委託料の一部または全部を返還させる場合がある。
- 受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下、「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、協議会の書面による承認を得た場合は、協議会が承認した範囲の業務を第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は協議会に対し、すべての責任を負うものとする
- 宗教活動や政治活動を目的としたもの、また、公序良俗に反するような提案や法律等に抵触するようなもの、危険が生じるようなものは受け付けない。
- 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）を遵守すること。

#### 14 問合せ先

兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会事務局 担当：森川

（兵庫県阪神北県民局県民躍動室地域振興課内）

〒665-8567 兵庫県宝塚市旭町 2-4-15

T E L : 0797-83-3156 F A X : 0797-86-4379

メール： Hi roaki\_Mori kawa01@pref. hyogo. lg. jp

hanshi nkkem@pref. hyogo. lg. jp （必ず両アドレスに送付すること）

以上